

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、  
次のとおり公告します。

平成18年6月2日

京都市長 棚本 順兼

## 1 入札に付する事項

(1) 工事名称 京都市焼却灰溶融施設（仮称）建設工事

ただし、建築主体その他工事

(2) 工事場所 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の138他

(3) 工事概要

ア 構造・規模 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地上6階建て（地下1階建  
て）

イ 延べ床面積 15,547.29 m<sup>2</sup>

ウ 建築面積 5,536.32 m<sup>2</sup>

(4) 工期

着工命令の日から26箇月以内

(5) 支払条件

ア 前金払

各会計年度において、各会計年度の出来高予定額の40パーセントを超えない範囲内で支払うこととする。ただし、1会計年度における前金払の支払限度額は、3億円とする。

イ 部分払

平成18年度に1回、平成19年度に3回、平成20年度に2回、合計6回の出来形部分に相応する部分払を行うこととする。

(6) 別途工事

電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事、昇降機設備工事及び太陽光発電設備工事

## 2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、5の入札参加資格の確認に則った審査を行い、参加資格を有すると認めた者を本件入札参加有資格者として確認する。
- (2) (1)の確認結果は、書面にて通知する。
- (3) 当該有資格者に対しての発注仕様書及び入札説明書の提示を経て入札を行う。
- (4) 入札は、京都市電子入札システムにより行うものとする。

## 3 入札参加資格に関する事項

京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で平成17年12月7日付け京都市告示第426号に定める資格を有する者であると認められた者のいずれかであって、次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期日から落札決定の期日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者
- (2) 技術者の配置予定が適切であること。

なお、配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示できること。

- (3) 4の共同企業体に関する事項に掲げる条件を全て満たすこと。

## 4 共同企業体に関する事項

- (1) 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。
- (2) 共同企業体は、次のア～ウの要件を満たす3者による自主結成とする。
- ア 代表者となる構成員は、経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する審査をいう。以下同じ。）の結果における建築一式工事の総合評定値（建設業法第27条の29第12項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。（審査基準日が平成16年12月31日以降のものに限る。以下同じ。）が1,250点以上で、平成8年度以降に完成済みの建築工事において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、地階を有する延べ床面積9千平方メートル以上の鉄筋コンクリート造の建物の新築工事を施工した実績がある者とする。ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- イ 代表者以外の2者は、建築一式工事の総合評定値が900点以上の者とする。
- ウ 代表者となる構成員は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者（平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を交付されている場合は、監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）を、代表者以外の構成員は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で1名以上配置し得ること。
- (3) 共同企業体の構成員は、本件入札に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 構成員の出資割合の下限は、20パーセント以上とする。
- (5) 本件入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員として次の各号

のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 5 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を(3)アの受付期間内に

(2) イの受付場所へ提出し、資格確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は参加資格がないと認

められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 施工実績調書（用紙交付）

4(2)アに示す施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27の29第1項に規定する総合評定値が記載されたものに限る。）の写し

開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものについてA4判の写しを提出すること。

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

4(2)ウに示す監理技術者又は主任技術者については、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 本件入札参加資格確認申請時において、他件工事に配置されておらず、かつ、申請時以降、落札決定の期日までの間においても、他件工事に配置を予定することがないこと。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること、及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(イ) 常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

オ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

国土交通省が示す様式で、平成14年3月29日 国総振第162号による改正後のもの。

カ 委任状

代表者（又は本市に届出済みの受任者）以外の代理人名で一般競争入札参加資格確認申請書を提出する場合のみ。

キ 返信用封筒

表に返信先を記載し、簡易書留郵便相当額の切手をちょう付すること。

(2) 入札参加資格確認申請用紙の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

公告の日から平成18年6月13日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 交付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課工事契約担当（電話番号 075-222-3313）

(3) 入札参加資格確認申請の受付期間及び受付場所

ア 受付期間

5(2)アに同じ

イ 受付場所

5(2)イに同じ

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、平成18年6月19日（月）までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 本件入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、平成18年6月27日（火）までに、5(2)イの場所に持参提出しなければならない。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成18年6月30日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号の一に該当することとなつたときは、市長は5(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定までの間に、規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定までの間に、3に規定する入札参加資格を喪失したとき。
- (3) 落札決定までの間に、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

7 発注仕様書及び入札説明書（以下「発注仕様書等」という。）の提示

- (1) 提示日時 平成18年7月3日（月）午前10時
- (2) 提示場所 5(2)イに同じ
- (3) 発注仕様書等に対する質問及び回答期限等

発注仕様書等に対する質問及び回答期限等については、入札説明書による。

8 入札方法等

京都市電子入札システムによる入札とする。

入札データの送信方法は、郵便によるものを除き、5(2)イの場所に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用して入札データを送信する方法に限るものとする。

(1) 入札は、共同企業体の代表者が入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。以下同じ。）を使用して入札データを送信することにより行うこと。

(2) 入札端末機利用者カードの交付

共同企業体の代表者が入札端末機利用者カードの交付を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行の申請を行うこと（申請書交付は、実印の押印を必要とするので、注意すること。）。

(3) 入札端末機利用者カードの使用

入札期間において、入札端末機利用者カードを使用して、入札端末機により、入札を行うこと。

(4) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とすることで、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。

(5) 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあ

って著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 入札に当たっては、予定価格を公表する。ただし、一般競争入札に参加する資格を有する者が1者のときは、予定価格の事前公表は行わない。

## 9 入札期間及び開札日時等

- (1) 入札期間 平成18年7月20日（木）、21日（金）及び24日（月）の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成18年7月24日（月）の午後5時までに5(2)イの場所に必着させること。

- (2) 開札日時 平成18年7月25日（火）午前10時

なお、落札者に対しては、落札した旨を開札日の午後5時までに、電話により通知する。

- (3) 入札を行う者は、入札期間の終了までに、入札書に記載される入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。ただし、入札書を郵送する場合は、入札書と同様に提出すること。

- (4) (3)に示す積算内訳書は、入札説明書により指示する事項、数量、単価、金額等を明示したものとし、封入又は表紙を付けて金額等が露呈しないようにしておくこと。

- (5) (3)に示す積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。保証金額は請負代金額の3割とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 11 入札の取消し

8(6)により予定価格の事前公表を行った場合において、入札参加者が1者になったときは、本件入札を取り消すものとする。

#### 12 入札の無効

- (1) 京都市契約事務規則第6条の2各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。
- (2) 予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。

#### 13 議会の議決に付すべき契約

本件工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結することとなる。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決があるまでに、仮契約の相手方に別に定める基準に該当する反社会的行為等があったときは、当該仮契約は解除する。

#### 14 契約後VEの実施

本件入札は、京都市公共工事における契約後VE方式の試行要領に基づく契約後VE(契約後に落札者から、設計の諸性能を低下させずに工事費を削減するための施工方法等の技術提案を受け付けて、当該提案の内容を審査し、採用を承認した提案を盛り込んだ価格で変更契約を行う入札をいう。)を実施する。

#### 15 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

16 本公告に関する問合せ先

5 (2) イの交付場所に同じ

17 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Building construction of ash furnace plant in Kyoto city

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents  
for the qualification:

5:00 p.m. 13 June, 2006

(3) Time-limit for the submission of tenders:

5:00 p.m. 24 July, 2006

(4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division, Finance  
Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3313

(理財局財務部調度課)